大阪府枚方市 「ひらかた縁ディングサポート事業」（取組開始：令和６年度～）

※令和6年度までの取組状況

① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

新 [1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】65..1㎢
【人口】392,736人
【うち65歳以上】114,220人
【高齢化率】29.1 %

※令和6年10月1日時点

背景・経緯

- **検討開始時期**：令和６年5月
- **取組開始時期**：令和６年10月
- 十分な資力がないなど、民間事業者による支援が受けられない方に対し、意思決定支援を確保しながら入院・入所時の身元保証を代替する支援や、死後の事務支援を併せて提供するため、事業を開始。

事業概要、実施スキーム

【事業概要】
ひらかた縁ディングサポート事業は、身寄りのない高齢者の方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金をお預かりした上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う事業。終活情報登録サービス、見守り・安否確認サービス、入退院時等支援サービス、預託金によるサービスをセットで実施している。

【利用者の要件】
以下の全てに該当する枚方市民
- ✓ 市内在住
- ✓ 65歳以上の単身世帯で支援可能な親族がいない方
- ✓ 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
- ✓ 市民税非課税、かつ預貯金の合計額が500万円以下の方
- ✓ 自分名義の不動産を所有していない方
- ✓ 生活保護世帯ではない
- ✓ 4つのサービスをすべて受けることに同意いただける方

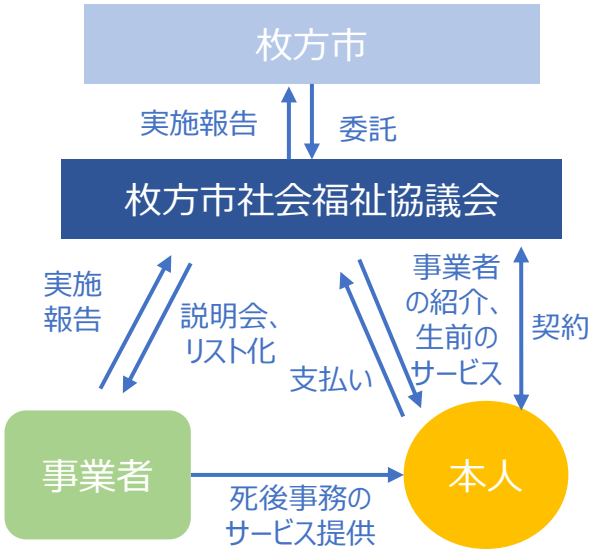

【夜間・休日等の緊急連絡先およびその対応】
緊急連絡先用の携帯電話を24時間社協職員が持ち回りで携帯している

ステークホルダーの役割

【管理監督団体】
①枚方市
○枚方市社会福祉協議会に事業委託
○必要に応じて社協につなぐ
○利用希望者の審査
○実施報告の受付
②枚方市社会福祉協議会（委託先）
○事業の案内、利用希望者の審査、契約の締結
○事業者への説明会、申込のあった事業者をリストアップし、利用希望者に紹介
○契約に基づく定期確認（月１回の電話、半年に1回の訪問）、死後の葬儀・埋葬等、および遺言作成及び執行サービスの案内および実施
○枚方市への実施報告

【民間事業者等】
○利用者の希望に沿ったサービスの実施
○社協への実施報告

【利用者（市民）】
○情報収集、市役所、社協に相談
○枚方市社会福祉協議会と契約締結

大阪府枚方市 「ひらかた縁ディングサポート事業」（取組開始：令和６年度～）

※令和6年度までの取組状況

基本指標（R7.2時点）

【自治体】枚方市
- 予算：4,404,000円（令和6年度）

【相談対応者、身元保証代替・日常生活支援・死後事務支援対応者の体制】
- 常勤：２人（うち一人係長兼務）
- 非常勤：－
- 相談対応者の要件：現在は特になし
- 利用者負担（目安）：入退院時等支援サービス　1回1,000円～
- 入退院時の支払い用預託金　20万円
  葬儀、納骨等預託金　30万円
  賃貸住宅の家財処分明け渡し等預託金　見積もり額

【事業の実績】（過去1年分）
- 新規相談人数：毎月約20人（計88件）
- 新規支援プラン作成人数：0人
- フォロー中人数：0人
- 契約者数：０人

工夫・配慮等

- 事業の周知については、地域包括支援センターの管理者と医療機関のMSW対象に説明を行った。また、民生委員に対しても周知チラシを配布し、何かあったときに社協に連絡が行くような体制を構築した。利用者には、本事業を登録していることが分かるよう、カードの携帯や自宅での掲示をお願いする見込みだ。また、本人に許可を取ったうえで地域包括支援センターの職員やケアマネジャー等の福祉・支援関係者にも情報共有する。
- 意思決定支援としては、申込までに複数回の事業内容説明の機会を提供するうえ、「利用申込書」への署名をしてもらっている。本人の意思決定能力に疑義があると感じたときは、関係者がいれば本人同意の上第三者からの情報を収集したり、再度面談もしくは審査にて協議をする。資産等が理由で対象外になった場合は、他制度（任意後見制度や専門職団体が行っている死後事務委任制度等）に関する情報提供や終活（遺言書作成等）に関する助言等を可能な範囲で実施（常勤で行政書士を配置）。サービス提供に係る理解が難しいと判断した場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度を紹介している。

利用の流れ

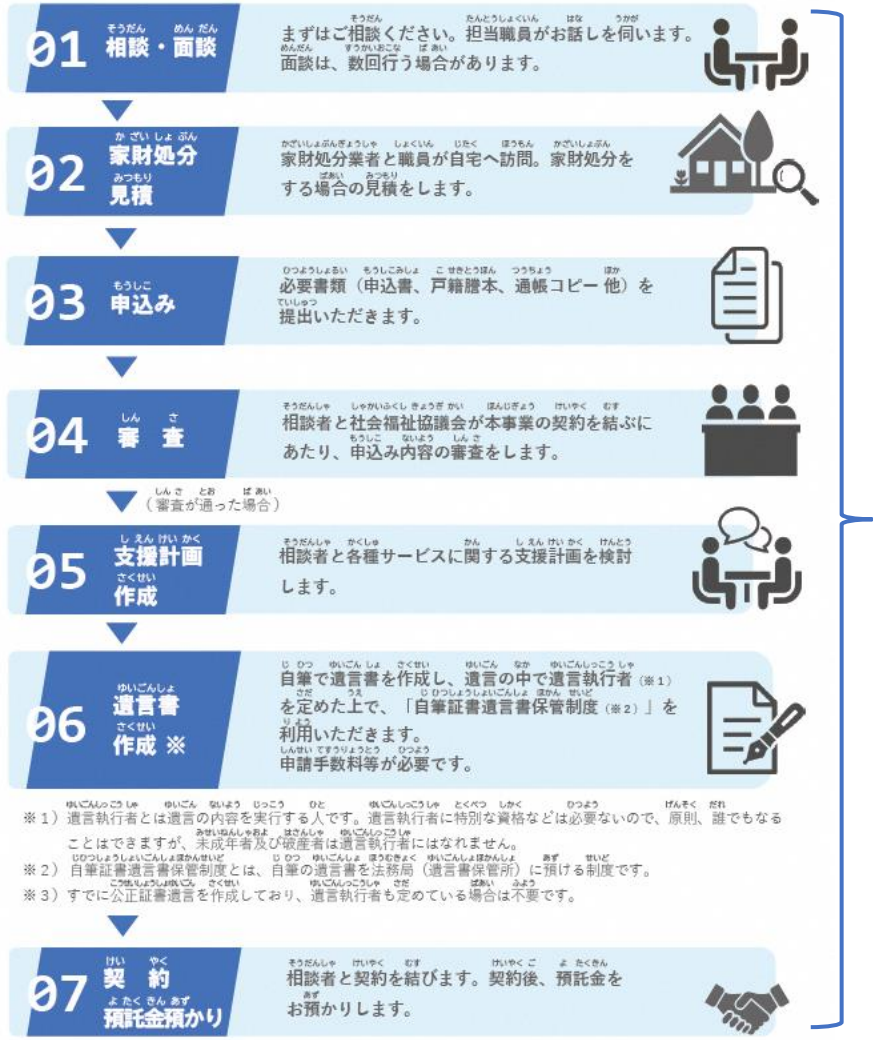

現状の課題、今後の展開

- 死後事務支援に関するトラブル（法的問題や実施後に相続人が表れた場合の対応。なお、社協が顧問契約している弁護士に依頼し、必要に応じて助言をもらっている）
- 夜間休日でも対応できるような体制づくり（個人情報の取扱、担当職員の負担、人員）
- 事業対象者の範囲が狭い。（ 現在、対象者要件の見直しも検討中）
- 預託金を一括納入できない相談者への対応。（現在、分割納付も検討中）